

## 甘楽町危険空き家等除却補助金交付要綱 概要

### <空家等の現状>

本町においては、平成27年独自調査で法第2条第1項に定める空家等の件数が304件であり、甘楽町空家等対策計画においても「空家等は、所有者の積極的な活用の予定がない場合が多く、適正に管理されない可能性が高いことから、今後は適正管理や活用促進等の対策が必要と考えられる。」とされています。

### <空家等対策特措法における方針>

#### ★基本的な考え方

- ・所有者等に第一義的な管理責任がある
- ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の重要性

#### ★空家等対策の3つの柱（市町村の主な施策） 【抑制（予防）】 【活用】 【除却】

### <課題と対応>

甘楽町空家等対策計画では、①所有者等、②中古住宅の流通など、③法律及び制度の3つの課題が挙げられており、特に①においては「空家等の修繕及び解体にかかる資金が工面できない又は経費をできるだけ抑えたいと考えている所有者等がいる。」、②においては「町として空家等の利活用に向けた支援策が必要となっている。」と言及されています。

町の現在の対応としては、上記に述べた対策の3つの柱のうち、【抑制】【活用】に関して、空き家バンクへの登録促進やバンクを通じた紹介に留まっています。

甘楽町空家等対策計画で触れられた課題や特措法の基本方針、また、昨今の住民からのニーズを踏まえると、個人が所有する空家等のリフォームや除却に対しての補助制度を創設し、【抑制】【活用】【除却】すべてに対応できる体制整備が必要であると考えられます。

### <具体的な対応案>

当町での補助制度の実施にあたっては、甘楽町空家等対策計画においても「空家等対策を行うにあたり国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進する。」とされていることから、国庫補助である空き家対策総合支援事業（補助金）を活用し、令和2年度より個人的所有する不良住宅及び特定空家等の除却に対して補助を実施いたします。

（裏面に続く）

## 事業実施の流れ

- ①【町】申請者が除却を検討する空き家を不良住宅等に認定  
または、空き家対策協議会での意見を踏まえ特定空家等に認定
- ②【申請者】不良住宅等又は特定空家等に認定された空き家について必要書類を添えて町へ  
交付申請。
- ③【町】申請書類を審査し交付決定
- ④【申請者】交付決定を受けた後に除却工事着工
- ⑤【申請者】除却工事が完了した日から30日以内又は3月31日までに実績報告
- ⑥【町】補助金額の確定。補助金の支払い。

### <補助金額>

対象工事費の4/5以内で50万円を上限。

※町の補助金額の1/2が国庫補助対象。

ただし、国・町の負担割合は次の負担割合の範囲内。

国 2/5	町 2/5	個人 1/5
----------	----------	-----------

例1) 除却工事費 100万円 (補助金額は上限の50万円)

→ 国: 25万円 町: 25万円 個人支出: 50万円

↓

上記の国・町の負担割合を超えないので、町の補助金額は全額国庫対象。

例2) 除却工事費 50万円 (補助金額は50万円の4/5の40万円)

→ 国: 20万円 町: 20万円 個人支出: 10万円

↓

上記の国・町の負担割合を超えないので、町の補助金額は全額国庫対象。